

税務課より 平成 20 年度 住民税についてのお知らせ

身近でより良い行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。それに伴って、ほとんどの方は平成 19 年 1 月から所得税が減り、6 月から住民税が増えています。

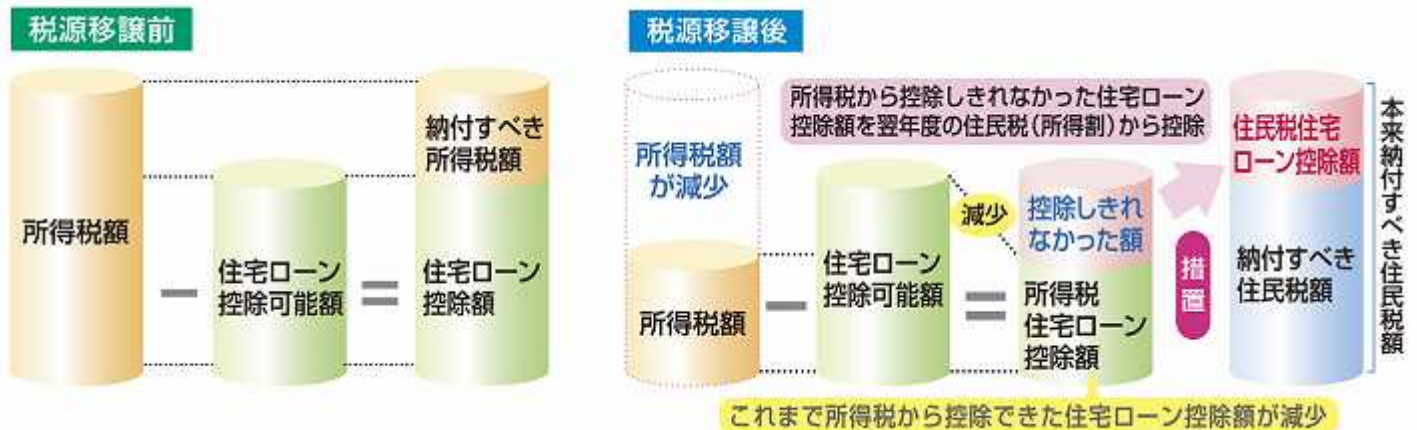
これは税源の移し替えですので、「所得税 + 住民税」の税負担は基本的には変わりません。しかし、税源移譲によって「所得税から住宅ローン控除額を引ききれなくなってしまう方」と「平成 19 年に所得が減って所得税が課されなくなった方」については、申告をすることによって住民税が減免となる措置があります。

この措置は、定率減税の廃止による税負担増加に関する減免措置ではありません。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

控除しきれなかった分は平成 20 年度以降の住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲によって所得税が減少することで、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税額から住宅ローン控除額が控除しきれなくなる場合があります。このため、平成 11 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分を、申告することにより平成 20 年度以降の住民税の所得割額からも控除することが可能になります。



**申告が
必要です!**

**申告期限
平成 20 年
3 月 17 日まで!**

住宅ローン控除申告書(住宅借入金等特別税額控除申告書)は
役場税務課窓口にて、12 月下旬、設置予定です。

対象者	<p>平成 19 年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある方。 平成 11 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までに入居した方。</p> <p>平成 19 年以降に入居した方については「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税に おいての新制度の適用がありますので、所轄の税務署までお問い合わせ下さい。</p> <p>次の または のうちいずれかの条件を満たす方。 税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり 控除しきれなかった方。 住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源 移譲により控除不能額が大きくなった方。</p>
算出方法	<p>住宅ローン控除額は 「当該年分の所得税の住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率で算出した当該年分の所得 税額」のいずれか小さい金額から、「当該年分の所得税額」を差し引いて算出します。</p>
申告書の 提出方法	<p>対象者は平成 20 年 3 月 17 日までに申告をしてください。(申告の際は印鑑が必要です。)</p> <p>確定申告をしない方 ~ 平成 20 年 1 月 1 日現在の住所地の市町村に、源泉徴収票を添付して提出。</p> <p>確定申告をする方 ~ 平成 20 年 1 月 1 日現在の住所地の市町村に、源泉徴収票を添付して提出。 もしくは 確定申告書と一緒に所轄の税務署へ提出。</p>

住宅ローン控除の試算例

夫婦 + 子供 2 人 給与収入 700 万円(住宅ローン控除可能額:27 万円)の場合 (単位:円)

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

申告しないと

申告すると

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する

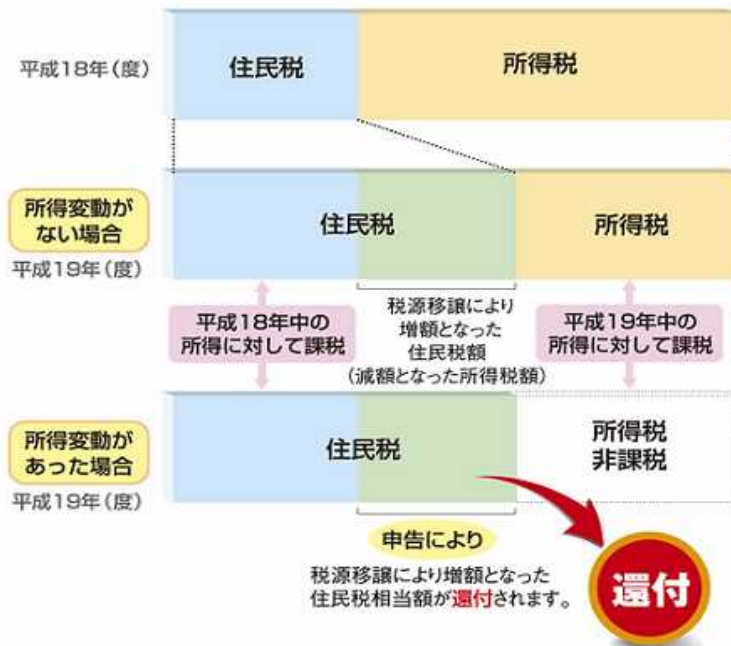
税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、
住民税(所得割)から控除します。

夫婦 + 子供 2 人の場合で子供のうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。
一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

平成 19 年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済みの平成 19 年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。



**申告が
必要です!**

申告期限
平成 20 年
7 月 1 日から
7 月 31 日まで!

対象者	次の 及び を同時に満たす方 平成 19 年度住民税課税所得金額(分離課税除) > 住民税と所得税との人的控除額の差の合計額 平成 20 年度住民税課税所得金額(分離課税含) 住民税と所得税との人的控除額の差の合計額
計算方法	平成 19 年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行なった後の税額から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額。納入済みの場合は還付します。
申告	対象者は、平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までの間に、平成 19 年 1 月 1 日現在の住所地であった市町村に申告する必要があります。

所得変動の試算例 夫婦 給与収入 500 万円の場合 (単位:円)

	平成 18 年(度)	平成 19 年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

平成 19 年の収入が
減少した場合

還付!

	平成 19 年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

平成 19 年中に亡くなられた方や海外に転出されて平成 20 年 1 月 1 日現在国内に居住されていない方には適用されません。この経過措置の対象になる方は、住民税と所得税の人的控除額(扶養控除等)の差の合計額が、平成 20 年度の住民税の合計課税所得金額以上になる方に限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方にはこの経過措置は適用されません。

所得変動に係る減額措置 Q & A

Q 1

私は、平成 19 年度の住民税は納付しています。このたび会社を退職し 19 年中の収入が減りました。もし平成 19 年分確定申告で所得税がかからなくなった場合、この年度間所得変動に係る減額措置は適用されるのでしょうか。

A 1

平成 18 年分の所得税が課税された方で、平成 19 年分の所得税がかからなくなった方については、平成 19 年度分の住民税を税源移譲前の税率で再計算することができます。既に納付していただいた平成 19 年度分住民税については、その差額分の還付を受けることができます。還付を受けるためには、平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までの間に町への申告が必要となりますのでご注意ください。

Q 2

私の父は、平成 19 年度の住民税を納付しておりましたが、平成 19 年中に死亡しました。このような場合、減額措置は適用されるのでしょうか。

A 2

この減額措置は平成 19 年度と平成 20 年度の課税所得を比較して、退職などの理由により平成 19 年中の所得が著しく減少した方への配慮として設けられた措置です。この場合ですと、平成 20 年 1 月 1 日現在で課税所得がありませんので、減額の対象にはなりません。

Q 3

私は、平成 19 年 1 月 1 日には斜里町に住所がありましたが、9 月に A 市に転出しました。住民税の減額申請は、斜里町と A 市のどちらに提出すればよいのでしょうか。

A 3

減額申請は、平成 19 年 1 月 1 日現在の住所地であった市町村にさせていただくため、この場合は斜里町に申請していただくことになります。

Q 4

私は、平成 18 年分の所得税は課税されています。しかし平成 19 年分の所得税は住宅ローン控除で税額控除があり、所得税はかからなくなる見込みです。このような場合、減額措置は受けられるのでしょうか。

A 4

この措置は、退職などによる大幅な所得変動を理由とする場合に適用されますので、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方

昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方(平成 17 年 1 月 1 日の時点で 65 歳以上であった方)で、合計所得金額が 125 万円以下であった方に適用されていた老年者非課税措置が、平成 18 年度課税分以降廃止されました。これは少子高齢化が急速に進行する中で、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合うという理由によるものです。

急激な税負担を軽減する経過措置として、平成 18 年度には税額の 2/3、平成 19 年度には税額の 1/3 が軽減されていましたが、平成 20 年度からはこの経過措置がなくなり、税額を全額負担していただくことになります。

地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」という目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の 1/2	25,000 円
【経過措置】平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000 円
地震保険と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000 円

ご不明な点がございましたら、斜里町役場 税務課 課税係まで
お問い合わせください。

0152 - 23 - 3131

内線 132 ・ 133